

# 各国における入管収容制度（2020年10月、難民研究フォーラム作成）

※比較対象：送還に関する決定が出された外国人の収容

	収容期間の上限	定期的な審査	被収容者数	収容期間	出典
オーストラリア	なし（※1）	なし	1,458人（2020/5/31時点）	平均553日（2020/5/31時点）	法律：Migration Act 1958 統計： <a href="#">Immigration Detention Statistics</a>
カナダ	12か月	48時間以内、7日間以内、30日毎	342人（2018-19年度の1日あたりの平均）	平均13.8日（2018-19年度の平均）	概要： <a href="#">Global Detention Project</a> 統計： <a href="#">カナダ国境サービス庁</a>
フランス*	90日	48時間以内、48時間経過後、30日経過後	44,355人（2018年／年間）	平均14.6日（2018年）	法律：Code of Entry and Residence of Foreigners and of the Right to Asylum 統計： <a href="#">AIDA</a>
ドイツ*	6か月（※2）	なし	2,777人（2018年／年間）	2週間未満：877人、2週間-3か月：1,291人、3か月以上：26人（2018年上半期）平均24日（2018/3-2019/6@Darmstadt-Eberstadt）	法律：滞在法 統計： <a href="#">AIDA</a> 、 <a href="#">Global Detention Project</a>
日本	なし	なし	21,378人（2019年／年間） 1,054人（2019年末時点）	6か月未満：574人、6か月-1年：148人、1年-2年：280人、2年以上：251人（2019/6末時点）平均549.5日（2020/1/1時点@牛久）	法律：出入国管理及び難民認定法 統計： <a href="#">e-Stat</a> 、 <a href="#">福島みずほ Official Site</a> 、 <a href="#">難民支援協会</a>
韓国	なし	（※3）	公式統計なし	公式統計なし	法律：Immigration Control Act 統計： <a href="#">Global Detention Project</a>
スウェーデン*	2か月（※4）	なし	4,144人（2019年／年間） 462人（2019年末時点）	平均27.8日（2019年）	法律：Alien Act 統計： <a href="#">AIDA</a>
イギリス	なし	4か月毎（2018年～）	14,086人（2019年／年間） 1,637人（2019年末時点）	29日未満：18,042人、29日-2か月：3,623人、2か月-1年：2,719人、1年以上：128人（2019年に放免された者）	法律：Immigration Act 統計： <a href="#">AIDA</a>
アメリカ	90日（延長可能な場合あり）	90日・180日・18か月経過後、その後は毎年	26,374人（2015年度の1日あたりの平均）	平均132.4日（2020年度に放免された者）	法律：Immigration and Nationality Act 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> 、 <a href="#">ICE</a>

\* EU加盟国の場合、EU指令（Return Directive 2008/115/EC）で「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。

※1：1994年の法改正で上限（273日）廃止。ビザを取得、もしくは出国によってのみ収容から解放されるとした。

※2：可能な限り最短とされている。送還を妨げる場合は更に12か月延長可能。

※3：3か月を超えた場合、3か月間延長するごとに長官による承認が必要。

※4：特別な事情がある場合に限り延長可能。ただし12か月を超えることはできない。